

議第 8 号

高島市子ども・子育て支援法第 8 7 条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 1 日

高島市長 福 井 正 明

---

高島市子ども・子育て支援法第 8 7 条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例

高島市子ども・子育て支援法第 8 7 条の規定による過料に関する条例（平成 2 7 年高島市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

題名中「第 8 7 条」を「第 8 2 条」に改める。

第 1 条中「第 8 7 条」を「第 8 2 条」に改める。

付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。